

◎申告の必要な方

申告の必要性(◎)＝所得税の確定申告が必要 ○＝町県民税申告が必要 ×＝申告不要

所得等の状況		申告の必要性	必要なもの	備考
自営業者	所得税が課税される方	◎	所得及び控除を証明するもの	所得税の確定申告(※1)が必要です。確定申告書の2枚目が町県民税用となっており、税務署より西原町役場に提供されますので町県民税の申告は不要です。
	所得税が課税されない方(所得額が控除額よりも低い方)	○	所得及び控除を証明するもの	町県民税申告が必要です。ただし売上高が1千万円を超える場合は消費税の申告対象となりますので税務署(確定申告会場)にて確定申告して下さい。
給与所得のみの方	職場から給与支払報告書(源泉徴収票)が役場に提出されている方	×	/	(職場にて年末調整されている方) 職場から報告があり、 <u>年末調整(※2)</u> されている方は申告不要です。(ただし、年末調整に反映されない医療費控除(※3)等がある場合は、申告することで所得税の還付があり、町県民税の税額も変わります。)
		◎(×)	源泉徴収票・預金通帳・印かん・諸控除の領収書等	(職場にて年末調整されていない方) 確定申告が必要です。申告をすることで所得税を精算し、追徴や還付を受けます。(控除申告することがなく、源泉徴収税額が0円で所得税が非課税(※4)の方は申告不要です。)
	職場から役場に給与支払報告書が提出されていない方	○(◎)	源泉徴収票・諸控除の領収書等	町県民税申告(所得税がかかる場合は確定申告)が必要です。
住宅ローン控除のある方	H21～23年中に入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方	◎	源泉徴収票・住宅借入金等特別控除額の計算明細書・住民票の写し・売買契約書・登記事項証明書・住宅ローンの年末残高証明書・印鑑等	H21～23年中に入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、1年目は <u>税務署(※役場での受付は行なっておりません。)</u> にて所得税の住宅ローン特別控除の確定申告を行なってください。2年目以降は、年末調整または確定申告の際に、所得税の住宅ローン控除を申請していれば、町県民税においても自動的に住宅ローン控除が適用されますので、役場への住宅借入金等特別税額控除申告書の提出は不要となります。
	H11～18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方	○(◎)	源泉徴収票(住宅借入金等特別控除可能額が記入されているもの)・預金通帳・印かん等	H18年末までに入居し所得税住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、従来どおり町県民税の住宅ローン控除の申告をする方法としない方法があります。(※5) ※申告場所は、確定申告書を提出する場合は税務署が設置する申告会場、給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない場合は西原町が設置する申告会場となります。
公的年金収入のみの方	65歳以上で年金収入148万円未満の方・65歳未満で年金収入98万円未満の方	×	/	日本年金機構から報告があり、非課税の範囲ですので申告は不要です。
	上記以外の年金収入の場合	◎(×)	公的年金等の源泉徴収票・預金通帳・印かん・諸控除の領収書等	確定申告(所得税がかからない場合は町県民税申告)が必要です。社会保険料控除・医療費控除等を申告することで所得税の還付があったり、町県民税が下がることがあります。源泉徴収額が少ないと追徴になる場合もあります。(控除申告することがなく、源泉徴収税額0円で所得税が非課税の方は申告不要です。)
所得が複数ある方(給与と不動産所得など)		○(◎)	所得及び控除を証明するもの	所得を合計することで課税額が異なってきます。町県民税申告(所得税がかかる場合は確定申告)が必要です。
2ヶ所以上から給与があり、合算して年末調整していない方		○(◎)	所得及び控除を証明するもの	所得を合計することで課税額が異なってきます。町県民税申告(所得税がかかる場合は確定申告)が必要です。
収入のない方	無収入の方	○	学生証・障害者手帳等	所得証明書発行等のために申告が必要です。申告書裏面の「前年収入がなかった方」の欄を記載して提出して下さい。 学生の場合・・・学生証を添付して下さい。 障害者の場合・・・障害者手帳等を添付して下さい。 主婦・無職の場合・・・裏面記載のみでよろしいです。
		×	/	20歳未満で所得のない方、また西原町に扶養者がおり年末調整や確定申告で被扶養者として報告されている方は申告は不要です。